

第1章 都市計画の目標

第1章 都市計画の目標

1-1 第六次愛媛県長期計画における位置づけ

広見都市計画区域（以下「本区域」という）は、一体的な地域づくりを推進する圏域として南予地域に含まれており、以下のような地域の目標像が示されている。

【第六次愛媛県長期計画 南予地域の目標像】

豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成

[南予地域振興の基本方向] 第六次愛媛県長期計画～第2期アクションプログラム編～（抜粋）

(1)安全・安心な暮らしづくり

- ✦伊方原子力発電所に対する安全対策の推進
- ✦南海トラフ巨大地震等に備えた地域防災力の向上
- ✦地域医療体制の拡充強化
- ✦世代を越えた助け合い支え合いがあふれる地域づくりの推進

(2)農林水産業を核とした活力ある産業づくり

- ✦農家の所得向上と産地の活性化
- ✦就農者の確保等による地域農業の振興
- ✦地域材の利用促進による林業の振興
- ✦6次産業化や産学官連携等による農林水産業の活性化
- ✦企業の誘致・留置対策の推進

(3)訪れたい・住みたいまちづくり

- ✦新たな活性化イベント等による交流人口の増加
- ✦市町連携や近隣県との広域連携の強化
- ✦集落機能の維持・活性化と定住の促進

(4) 地域を支える基盤づくり

- ✦ 高速道路及び生活道路網の整備促進
- ✦ 生産基盤の整備促進と港湾の機能強化
- ✦ 生活交通の維持確保と利用促進

1-2 まちづくりの課題

背景

清流四万十川の上流に位置する本区域は、周囲を豊かな森林に囲まれ、自然とともに育まれたまちであり、農林業により発展してきた。

しかしながら、社会経済情勢の変化等により、基幹産業である農林業が活力を失い、中心市街地の活力も低下しつつある。また、県内各地域に共通する課題としては、人口減少・少子高齢化、既存集落のコミュニティの維持、伝統文化の存続、激甚化する災害への対応などが挙げられ、これら課題に対する取り組みが求められている状況にある。

課題の整理

1. 本区域に求められている課題

(1) まちのにぎわいの再生

- ✚生活の中心となる JR 近永駅や鬼北町役場周辺の活性化
- ✚生活サービス機能（都市機能）を一定の区域に集約・誘導するとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るコンパクト・プラス・ネットワークの形成
- ✚公的不動産（PRE）の有効活用や公共施設の統廃合

(2) 森林や河川等の自然的環境との調和やレクリエーションの振興

- ✚本区域の中心部を取り囲む優良な農地、高月山等の森林、里山等の自然的環境の保全
- ✚四万十川の支流である三間川及び奈良川等の水質保全と活用
- ✚鬼北総合公園等スポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用

(3) 都市の交流・連携を高める交通ネットワークの充実

- ✦ 国道等の広域道路ネットワークの機能強化と区域内道路ネットワークの形成による都市の円滑な交通の確保
- ✦ 地域の実情に適した鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の組み合わせによる交通ネットワークの形成

2. 広く社会に求められる課題

(1) 安全・安心・快適なまちづくり

- ✦ 風水害、土砂災害、地震等の災害リスク情報を基に、被害の最小化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となる災害に強いまちづくりを推進
- ✦ 公共公益施設やライフライン等の耐火性、耐震性の向上
- ✦ 災害時の活動拠点や避難場所となる鬼北総合公園等の整備と機能強化
- ✦ 市街地内及び市街地周辺における治水・治山事業の推進や森林の保全
- ✦ 福祉、医療、教育及び防災等の様々な分野への情報通信技術（ICT）利活用の推進
- ✦ 地域の特性を活かした良好な景観の形成

(2) 人や環境にやさしいまちづくり

- ✦ 保健・医療・福祉施設等の充実や公共公益施設等におけるユニバーサルデザインを取り入れた施設整備の推進
- ✦ 積極的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による循環型社会システムの構築や公共交通機関の利用促進等による低炭素なまちづくりの推進

1-3 まちづくりの基本理念

第六次愛媛県長期計画における南予地域の特性と課題、地域振興の基本方向及び鬼北町長期総合計画等を踏まえ、本区域のまちづくりの目標及び方針を設定する。

1. まちづくりの目標（鬼北町長期総合計画より）

鬼ヶ城山系や成川溪谷など美しい自然に恵まれた環境で、住む人も訪れる人も心が安らぎ、活気に満ちた豊かな暮らしを実現できるまちづくりを目指す。

✚キャッチフレーズ

自然豊かな 心豊かな 暮らし豊かなまち きほく

2. まちづくりの方針

(1) 自然的環境と調和した良好な都市的土地利用形成

⇒第3章

- ✚生活拠点等のある一定の区域に都市機能の立地を誘導する集約型都市構造の構築によって、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する。
- ✚JR近永駅周辺の中心市街地においては、行政、文化、商業等の都市機能が集積し、情報発信力を有するコンパクトで効率的な生活拠点の形成を図る。
- ✚郊外においては、適正な土地利用規制により、良好な集落環境の維持や自然的環境の維持保全に努める。

(2) 周辺都市との交流・連携の促進と安心して快適な都市活動を支える都市施設整備

⇒第4章

- ✚宇和島圏域定住自立圏を構成する一都市として、本区域内外の交流・連携・発展を促進する効率的で円滑な総合交通体系の実現に努める。
- ✚公共交通機関や自転車の利用促進を図り、CO₂の排出抑制による環境負荷が小さく低炭素なまちづくりに努める。
- ✚医療・社会福祉施設、教育文化施設等の都市施設については、施設の集約や生活拠点への誘導を促進する。
- ✚公的不動産（PRE）の有効活用や公共施設の計画的な老朽化対策（長寿命化）、民間との連携による施設の更新や適切な維持管理を検討する。
- ✚情報化社会に対応するため、情報通信技術（ICT）を利活用した施設整備を推進する。
- ✚全ての人々が利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を推進する。

(3) JR近永駅周辺における良好な都市環境整備、再開発

⇒第5章

- ✚本区域の中心的な都市機能が集積するJR近永駅周辺部については、魅力ある定住の場を形成し、市街地における良好な環境形成を進めるため、駅周辺の再開発、土地区画整理事業や地区計画制度等、適切な手法の導入を検討する。

(4) 自然が共生する潤いある都市空間の形成

⇒第6章

- ✦本区域は、中心部を流れる三間川及び奈良川等の河川や緑豊かな山林等、良好な自然的環境に恵まれており、農林業との調和を図りつつ、これらを保全するとともに活用し、個性と潤いある魅力的な都市空間の形成を図る。
- ✦三間川及び奈良川等は都市緑地として、鬼北総合公園は、都市生活におけるレクリエーション空間として、整備するとともに活用を図る。

(5) 災害に強いまちづくりの推進

⇒第7章

- ✦南海トラフ地震等による大規模な災害から町民と市街地を守るため、避難・救援体制の強化を図るとともに、早期の復旧・復興が可能となるよう「災害に強いまちづくり」に取り組み、地域防災計画と一体となったまちづくりを推進する。

1-4 地域毎の市街地像

まちづくりの基本理念を踏まえた本区域を構成する拠点及びゾーンにおける市街地像は以下のとおりとする。

(1) 都市の中心となる生活拠点

✚ JR近永駅周辺を中心市街地については、都市の生活拠点として位置づけ、行政、教育文化、商業、医療・福祉、観光・交流機能等の都市機能の充実を図るとともに、良好な住環境の保全を図る。

(2) 円滑な交通結節機能を持った交通拠点

✚ JR近永駅を交通拠点として位置づけ、交通結節機能の充実を図る。

(3) 地域資源を活用したレクリエーション拠点及び防災拠点

✚ 災害時における情報伝達、避難収容、物資の集積等の防災業務の中心となる庁舎、学校、公民館、病院、社会福祉施設等については、防災上の拠点として位置づけ、災害時の避難所及び福祉避難所としてそれぞれの防災業務に応じた機能強化を図る。

✚ 鬼北総合公園は、総合的なスポーツ活動の場の中心であり、レクリエーション拠点としてその整備と活用を推進するとともに、災害時の防災活動拠点等としての機能強化を図る。

(4) 自然と生活が共生する農業・集落等ゾーン

✚ 郊外部については、自然的環境である優良な農地の保全を図るとともに、既存集落の生活環境の維持・改善に努め、自然と生活の共生を図る。

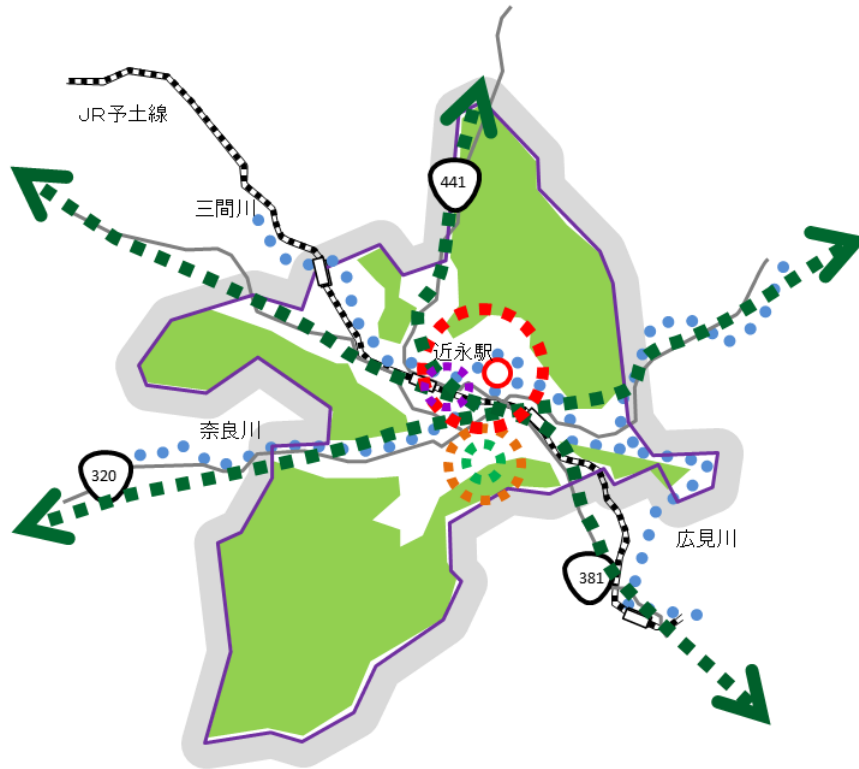
(5) 都市生活に潤いを与える自然的環境（森林ゾーン、自然的環境軸）

- ✚ 本区域の外縁部を取り巻く森林については、都市生活に潤いを与える大切な自然的環境として、適切な保全、活用を図る。
- ✚ 都市内を流れる三間川及び奈良川等の主要な河川については、都市生活に潤いを運ぶ大切な自然的環境軸として、その機能の保全、活用を図る。

(6) 広域を連絡する交通軸（広域交通軸）

- ✚ 宇和島都市計画区域や周辺市町を連絡する国道320号、国道381号、国道441号及び（主）広見三間宇和島線については、広域交通軸としての機能充実を図る。

広見都市計画区域 イメージ図



凡例	市街地ゾーン (用途地域)	広域交通軸	⊙	生活拠点	⊙	防災拠点
	森林ゾーン	●●●●	自然的環境軸	⊙	産業拠点	⊙	レクリエーション拠点
	農業・集落等ゾーン	—	鉄道(JR)	⊙	交通拠点		
	都市計画区域						
	町役場						

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。

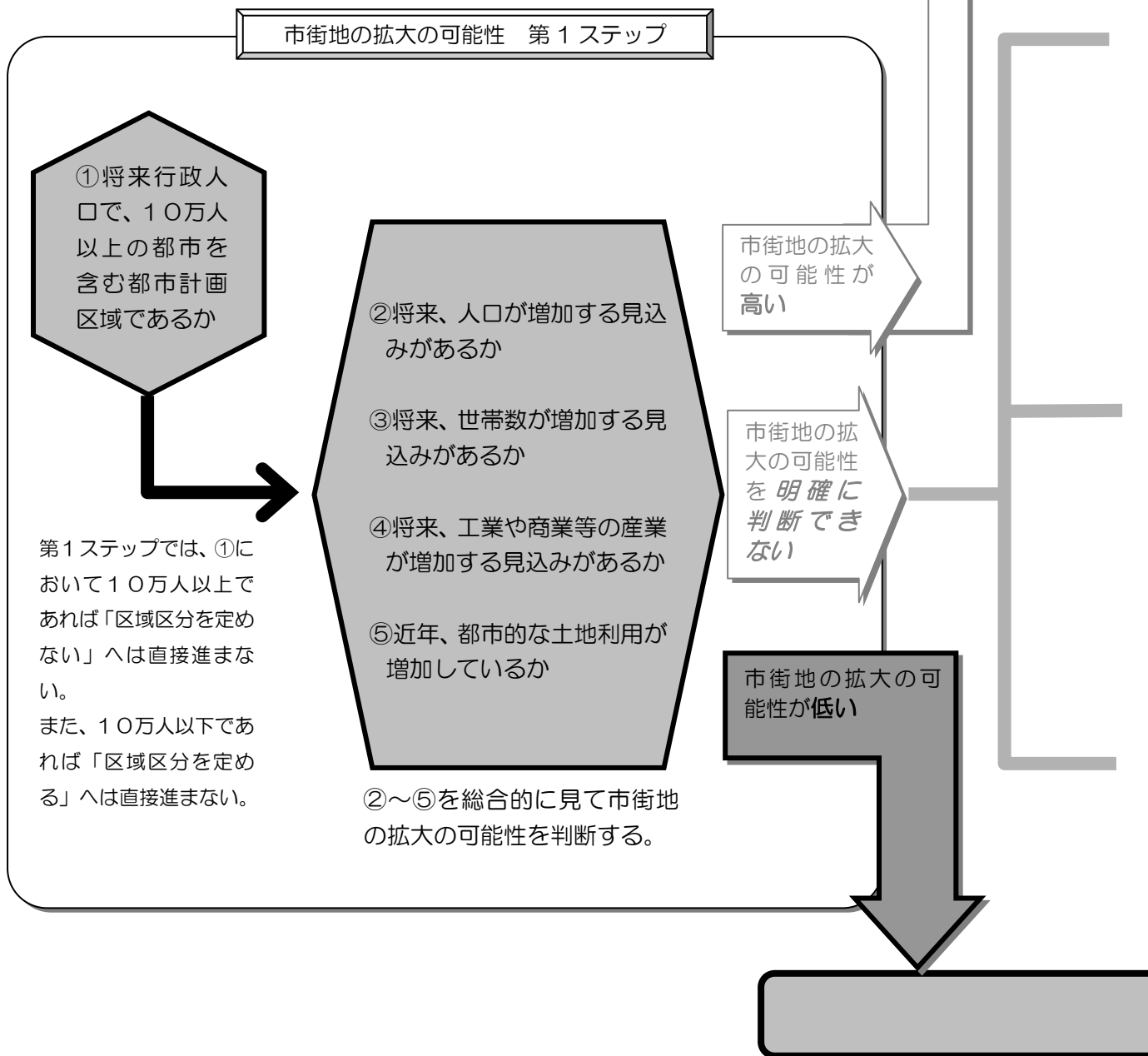
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

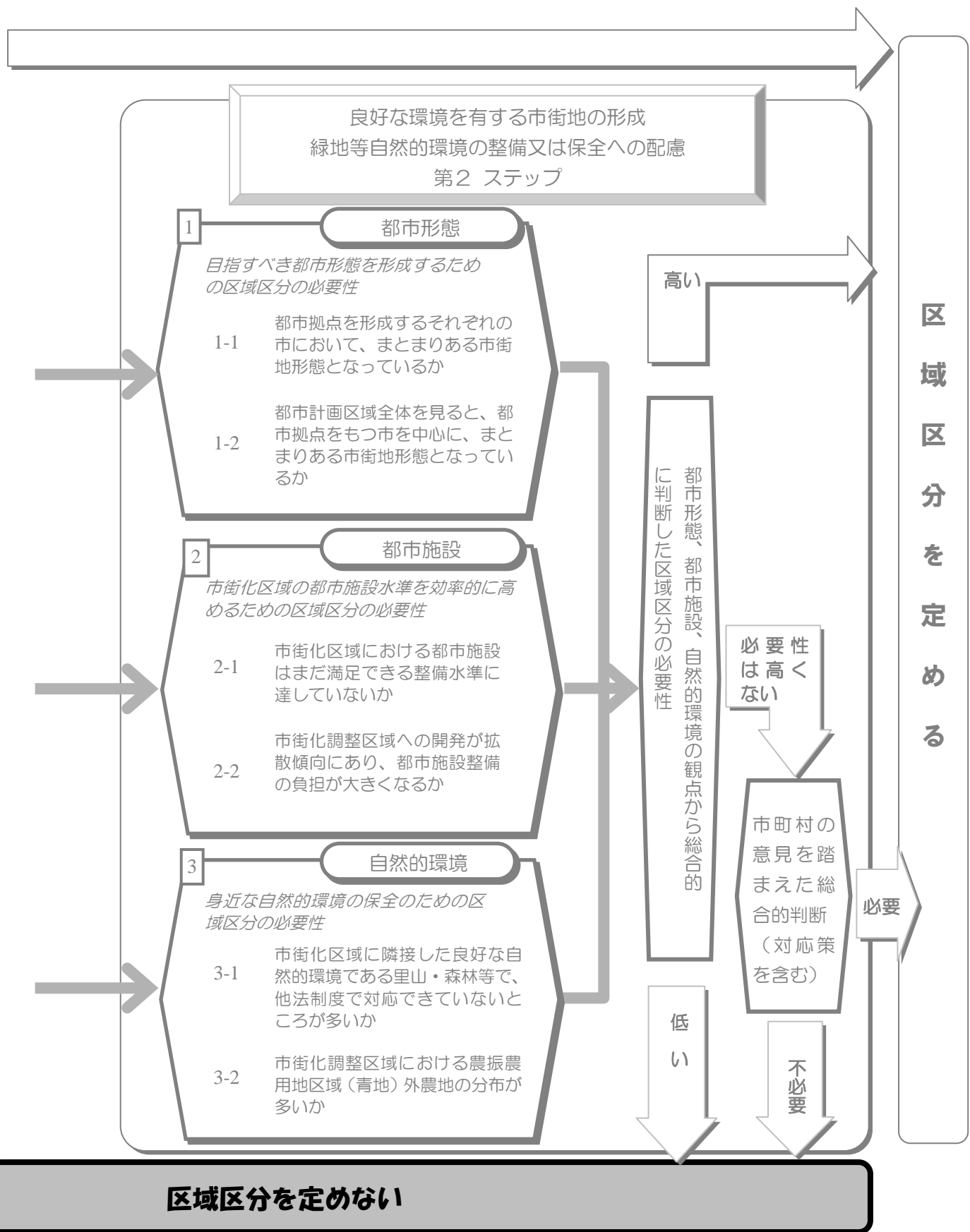
第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の有無

1. 区域区分の有無の判断基準

「市街地の拡大の可能性」「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の観点から、愛媛県の全都市計画区域の区域区分の有無を総合的に判断するよう、以下の基準を設定する。





2. 区域区分の有無

(1) 市街地の拡大の可能性(第1ステップ)

① 将来、ある程度の人口規模を有する都市を含む都市計画区域であるか

本区域を包含する鬼北町は、H27の行政区域人口は10.7千人であり、H37の将来人口はおおむね9.5千人と推計される。

② 将来、人口が増加する見込みがあるか

人口の現況及び将来推計は以下のとおりであり、都市計画区域内人口及び都市計画区域外人口はともに、減少すると予測される。なお、広見都市計画区域において、用途地域はない。

		H27 現況	H37 推計	増加率	
人口	行政区域全体	10.7 千人	おおむね 9.5 千人	0.89	↘
	都市計画区域内	4.9 千人	// 4.6 千人	0.90	↘
	用途地域内	-	-		
	都市計画区域外	5.6 千人	// 4.9 千人	0.88	↘

※H37人口は、国勢調査結果によるコーホート変化率法にて推計している。

③ 将来、世帯数が増加する見込みがあるか

世帯数の現況及び将来推計は以下のとおり減少すると予測される。

		H27 現況	H37 推計	増加率	
世帯数	都市計画区域内	2.0 千世帯	おおむね 1.8 千世帯	0.90	↘

第2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

④ 将来、工業や商業等の産業が増加する見込みがあるか

工業出荷額、卸小売販売額の現況及び将来推計は以下のとおりで、ともに将来減少することが予測される。

	H27 現況	H37 推計	増加率	
工業出荷額	50 億円	42 億円	0.84	→
卸小売販売額	98 億円	88 億円	0.90	→

※H27 現況は H26 工業統計、H24 経済センサスの値を用いており、
H37 推計値は過去の統計実績値からの近似式による。

⑤ 近年、都市的な土地利用が増加しているか

本区域の都市的な土地利用の指標としている人口集中地区はない。

(2) 区域区分の有無

本区域は、平成37年の鬼北町の行政人口予測がおおむね9.5千人と減少傾向であり、世帯数及び産業も減少傾向であることから、市街地拡大の可能性は低い。

「区域区分の有無の判断基準」にしたがい

本区域には区域区分を定めない。

第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

第3章 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

3-1 土地利用の方針

1. 中心市街地の活性化及び住環境の改善又は維持に関する方針

✚ 中心市街地に医療・福祉、教育文化、商業等都市機能を集積した集約型都市構造を構築することにより、コンパクトなまちづくりを推進する。

✚ 区域内の空家等については、その実態を把握し、地域住民等とも連携して、適正な維持管理を図るとともに、利活用等の方策も検討する。

2. 優良な農地との健全な調和に関する方針

✚ 三間川及び奈良川等の周辺に広がる優良な農地については、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用等、適正な土地利用規制によりまとまった優良農地の保全を図る。また、都市との交流のための農業体験の場としても、その保全に努める。

3. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

✚ 山間部等に分布する保安林区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域等各種法令に基づき、既に指定・公表されている災害発生の危険性が高い区域については、災害防止の観点から開発を抑制する。

4. 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

✚ 本区域の外縁部を取り巻く森林、里山や平野部を流れる三間川及び奈良川等の水辺空間については、水源涵養や治水の役割を担う重要な自然的環境として、今後とも保全を図る。

5. 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

✚ 住宅地として既に集落を形成している地域においては、今後とも集落住民の快適な暮らしを支えるため、住環境の向上に努めるとともに、農業生産活動と生活の調和を考慮した適切な土地利用を図る。

第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

第4章 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

4-1 交通施設の都市計画の決定方針

1. 基本方針

(1) 交通体系の整備の方針

自動車交通を中心としつつも、移動手段の選択肢を広げるため、住民及び事業者等が自動車の移動に加えて、徒歩や自転車及び公共交通による円滑な移動が確保できる交通ネットワークの形成を図る。

✚ 道路ネットワーク

道路の計画にあたっては、景観・緑化など環境に配慮した道路空間の形成に努める。

道路の整備にあたっては、「愛媛道ビジョン」等の長期計画に基づき、「重点化」や「効率化」、「連携・協働」を柱として、道路ネットワークの形成を推進する。

● 広域道路ネットワーク

本区域と宇和島都市計画区域、四国横断自動車道三間インターチェンジや周辺市町との広域道路ネットワークを確立するため、一般国道や主要地方道からなる放射型の広域幹線道路網の充実を図る。

本区域を東西方向及び南北方向に伸びる幹線道路網の機能を強化し、本区域内各地区が広域的に開かれるための骨格となる道路網を形成する。

● 区域内道路ネットワーク

本区域内における都市活動をより効率的なものとするを旨とし、緊急輸送道路ネットワークの構築も考慮した区域内道路ネットワークを確立するため、広域交流の骨格となる広域幹線道路網に加え、主要地方道、一般県道及び町道からなる道路網の充実を図る。

また、道路改良にあたっては、災害時の緊急車両の通行を考慮した道路幅員の確保を図るなど、安全で良好な生活の基盤となる道路網を形成する。

●自転車・歩行者空間ネットワーク

各地区内の連携を考慮しつつ、日常生活において自動車に依存しない低炭素型の都市構造やライフスタイルを構築するため、本区域内に点在する公益的施設や歴史・文化施設及び商業地内を回遊することのできる自転車・歩行者空間のネットワークを確立する。

自転車・歩行者空間については、高齢者、障がい者等誰もが安全で安心して暮らせる生活環境を整えるため、ユニバーサルデザインの導入を推進するとともに、観光案内板を見直すなど、観光客等の来訪者に対してわかりやすく快適に散策・回遊できる空間を形成する。

✚公共交通機関

公共交通機関については、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、地域公共交通網形成計画を策定し、鉄道や路線バス、コミュニティバス及びデマンドタクシー等の組み合わせによる、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの形成と利用促進を図る。

JR予土線については、住民や観光客等の来訪者にとって主要な公共交通手段として、路線の維持や各種交通機関との乗り継ぎ強化等による利便性の向上に努める。

路線バスについては、定時性の確保や各種交通機関との乗り継ぎ強化、路線の維持活性化に努める。

✚その他の交通施設

公共交通機関の交通施設については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、誰もが利用しやすい駅前広場、バスターミナル及びバス停等の乗り継ぎ拠点の整備・改良を促進する。

道路等の公共空間については、光ファイバー網等高度情報通信ネットワークの形成を図る。

2. 主要な施設の配置の方針

(1) 道 路

✚ 広域的な交通処理を円滑に行うため、本区域の中心部で交差し、放射型に周辺市町と連絡する国道320号、441号及び381号等を広域道路ネットワークの根幹となる路線と位置づけ、これら路線の有効活用・機能強化を図る。

✚ その他都市計画区域内の交通に対しては、都市計画道路網の再編も視野に入れながら、土地利用計画に合わせて適切に道路を配置し、効率的に整備を推進する。

(2) 鉄 道

✚ JR予土線を主要な公共交通施設と位置づけ、これを維持するとともに、各種交通機関との乗り継ぎ強化等による利便性の向上を図る。

✚ JR近永駅については、鉄道駅が有する交通結節点機能の向上のため、駅前広場の整備を検討する。

3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した交通施設について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、以下のとおりとする。

種 別	名 称	備 考
道 路	(一) 奈良近永線	

4-2 下水道及び河川の都市計画の決定方針

1. 基本方針

(1) 下水道及び河川の整備の方針

✚下水道

現在、公共下水道は都市計画決定されていないが、良好な住環境の確保と清流四万十川水系の水質保全のため、自然的、社会的条件を考慮した上で、地域の実情に即した効率的な処理方法で整備推進を図る。

✚河川

近年多発している局地的な集中豪雨などに対応するため、必要に応じて、河川改修を推進するとともに、住民に親しまれる水辺空間を創出するため、河川環境の保全と活用を図る。

また、水防災意識社会を構築するため、ソフト対策とハード対策を一体的、計画的に推進する。



広見川

2. 主要な施設の配置の方針

(1) 下水道

✚合併処理浄化槽や農業集落排水等による生活排水の処理を進め、良好な住環境の確保と河川の水質保全を図る。

(2) 河川

✚一級河川三間川及び奈良川等については、治水及び都市環境、レクリエーションに資する主要な河川と位置づけ、治水及び災害防除に努めるとともに、河川環境の保全に努める。

3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示した下水道と河川のうち優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する下水道施設と河川は、特になし。なお、合併処理浄化槽や農業集落排水等で生活排水処理を進める。

4-3 その他の都市施設の都市計画の決定方針

1. 基本方針

都市の住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、医療・社会福祉施設、教育文化施設、火葬場及びその他の都市施設については、既存施設の有効利用に努めるとともに、施設の集約、更新を進める。また、情報通信技術（ICT）の利活用やユニバーサルデザインの導入など、時代の要請に対応した施設の機能充実に努める。

公的不動産（PRE）の有効活用に取り組むとともに、民間との連携による施設の更新や維持管理についても検討する。

2. 主要な施設の配置の方針

供給処理施設

ごみ処理等については、循環型社会の構築を目指して、宇和島圏域で推進する廃棄物処理施設広域化計画に基づき施設を配置し、積極的な3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。

水道施設については、水道ビジョンに基づく適正な施設能力の確保と老朽施設の計画的な更新や耐震化に取り組む。

また、その他供給処理施設についても、既存施設を主要な施設と位置付け、施設の更新や集約化に努める。

医療施設、社会福祉施設

町立北宇和病院、総合福祉センター等の既存施設を主要な施設と位置づけ、その施設と設備の充実を図るとともに、状況に応じて、移転や再配置も検討する。また、（仮称）鬼北複合福祉施設改築事業を推進する。

教育文化施設

小・中・高等学校については、既存施設の規模の適正化及び現代社会に対応した施設整備の推進により、教育効果の向上と有効活用を図る。

中央公民館など各公民館を生涯学習のための主要な施設と位置づけ、学習需要の多様化、高度化に対応した施設や設備の更新、充実を図るとともに、施設の有効活用に努める。

また、耐震性や老朽化等の課題がある教育文化施設については、防災上も重要な施設であるため、計画的な更新を図る。

✚その他

土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊による災害が発生する恐れのある土砂災害危険箇所については、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を着実に推進する。

公営住宅については、若者の定住促進や高齢者、障がい者、子育て家庭の居住の安定を図る必要があるため、適正な配置に努めるとともに、長寿命化計画に基づいた予防保全的な管理に努める。

3. 主要な施設の整備目標

主要な施設の配置の方針において示したその他の都市施設について、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する施設は、特にない。

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

第5章 市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針

5-1 主要な市街地開発事業等の決定方針

(1) 地区計画等による都市機能の充実と市街地環境の整備

✚ JR近永駅周辺の中心市街地については、本区域の生活拠点にふさわしい土地利用を形成するため、地区計画等により、都市機能と居住環境の充実に努める。

✚ 近永アルコール工場跡地などの未利用地については、有効活用を検討する。

5-2 市街地整備等の目標

本区域には、おおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する市街地開発事業や地区計画等は、特になし。

第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

第6章 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

6-1 基本方針

1. 自然的環境の整備又は保全の方針

- ✚本区域は、高月山等の森林や里山が区域の外縁部を取り囲み、その盆地状の平野部には清流四万十川の支流である三間川や奈良川等が流れているなど、自然的環境に恵まれた区域となっている。
- ✚生物多様性の保全等にも配慮した自然的環境の整備又は保全、個性豊かな景観形成が都市における重要な課題であるため、「緑の基本計画」及び「景観計画」を早期に策定し、これに基づき、市街地を取り巻く森林や里山及び河川等の緑地の保全、活用を図る。さらに、スポーツ・レクリエーションの場としてだけでなく、災害時の避難場所等としても重要な役割を担うこととなる公園・緑地を市街地内に適正に配置し、積極的に整備を図る。

2. 整備水準の目標

- ✚本区域の緑地の整備水準は高く、都市住民の公園緑地面積として望ましい値とされている都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積20㎡を上回っていることから、今後は、地域の実情に応じた特色のある公園整備や緑地の保全に努めていく。

※都市公園とは、都市計画公園及び都市計画緑地並びに地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園及び緑地をいう。

6-2 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、その機能別に、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの系統に分類し、それぞれの視点から配置の方針を示す。

(1) 環境保全系統

- 都市計画区域の外縁部を取り囲む森林や里山、本区域を貫く三間川や奈良川等は、本区域の重要な自然的環境であり、動植物の生息、生育地の保全等のための環境保全系統の緑地として位置づけ、計画的に整備及び保全する。

(2) レクリエーション系統

- 都市基幹公園については、鬼北総合公園を都市住民の余暇の増大、多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応する公園と位置づけ、その整備推進と有効活用を図る。
- 都市住民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動の需要に対応する住区基幹公園については、近永公園を位置づけ、その適切な維持と有効活用を図る。
- 奈良川緑地をレクリエーション活動に対応する緑地と位置づけ、その適切な維持と有効活用を図る。
- 公園・緑地の新設や再整備にあたっては、計画段階から町民の参画を図るなど利用者ニーズにあった施設の整備に努める。

(3) 防災系統

✚ 災害時の避難場所等として、鬼北総合公園や近隣公園以上の規模の公園・緑地を位置づけ、未整備箇所の整備推進を図る。



鬼北総合公園

(4) 景観構成系統

✚ 都市計画区域の外縁部を取り囲む山林や本区域のシンボリックな自然的環境である三間川及び奈良川は、景観緑地及び水際空間として位置づけ、保全を図る。



奈良川

6-3 実現のための具体的な都市計画制度の方針

配置した緑地について、整備又は保全を実現するための具体的な都市計画制度について示す。

施設緑地

✚新たに配置する住区基幹公園や都市基幹公園については、適正な密度を踏まえ、また緑地についてもそれにふさわしいものを位置づけ、都市計画決定の検討及び整備推進を図る。

6-4 主要な緑地の確保目標

実現のための具体的な都市計画制度の方針に示されたもののうち、優先的におおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する主な公園等の公共空地及び決定することを予定する緑地保全地区等の地域地区は、特にない。

第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

第7章 災害に強いまちづくりのための都市計画の決定方針

7-1 まちづくりにおける防災上の課題と都市計画の基本的な方針

1. まちづくりにおける防災上の課題

- ✚本区域は一級河川三間川や奈良川等が流れ、町内を国道 320 号が縦貫し、1,000m 級の山地に囲まれた典型的な中山間地域である。
平成 25 年に示された愛媛県地震被害想定調査報告書では、発生が予想されている南海トラフ巨大地震により、鬼北町全体では、死者 178 人（行政人口の約 1.6%）、負傷者 1,267 人（行政人口の約 11.7%）、建物全壊 2,950 棟が想定されている。
このような、風水害、地震災害などの想定される被害を軽減し、速やかな復旧・復興につなげることが課題である。

2. 災害に強いまちづくりへの基本的な方針

- ✚災害発生時に、住宅地への影響を最小限とするため、住工分離等の適切な用途配置を推進する。
- ✚市街地の建築物について、耐震性の確保と燃えにくい構造への転換を推進する。
- ✚大規模盛土造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災等を検討する。
- ✚災害時の円滑な避難、緊急支援物資の輸送や避難場所等の確保のため、都市施設の整備を推進する。
- ✚火災の延焼を遮断する街路や公園等の延焼防止空間の整備を推進する。
- ✚災害から人命・財産を守る河川、砂防等の防御施設の整備を推進する。
- ✚密集市街地の解消を検討し、老朽危険空家等の除却を推進する。
- ✚平時から被災後の復興まちづくり計画等を検討するなど、復興準備に努める。

7-2 防災のための土地利用に関する都市計画の決定方針

災害時に都市機能の低下を最小限にするため、土地利用に関する都市計画の決定方針を示す。

(1) 適切な用途配置等

- ✚住宅と工場が混在している地区については、地震時等には大規模な火災の発生や、有害物質の飛散により、住宅の利用が長期間にわたり困難となる状況が予測されるため、住工分離を推進する。
- ✚洪水による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討する。
- ✚土砂災害（特別）警戒区域等、災害の危険性が高い区域として各種法令に基づき、既に指定・公表されている区域については、災害防止の観点から開発を抑制する。

(2) 燃えにくく壊れにくいまちへの構造転換の推進

- ✚中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、防火地域や準防火地域の指定を検討する。
- ✚「防災・減災のための地区計画策定ガイドライン」を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくいまちづくりに向けた土地利用を推進する。
- ✚地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑えるため、耐震改修促進計画等に基づき、建築物の耐震性の向上を図る。

(3) 宅地防災の推進

- ✚宅地災害の未然防止や被害の軽減を図るため、大規模盛土造成地の位置等の調査・公表や液状化地盤の対策を検討する。

7-3 防災のための都市施設の都市計画の決定方針

円滑な避難、防災活動を推進するため、都市施設に関する都市計画の決定方針等を示す。

(1) 避難路・緊急輸送道路等の整備

✚災害時に避難路、緊急輸送道路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進する。

(2) 防災拠点・避難場所等の整備

✚災害時の避難場所や防災活動拠点となる都市計画公園・緑地の整備や公共施設の機能強化を図る。

✚災害に備え、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備を図る。

✚避難所となる町立小中学校や地区公民館等の耐震対策を図る。

✚避難所へ持続して給水できるよう、水道施設の耐震化の推進や応急給水計画の策定を図る。

(3) 浸水対策・耐震化等の整備

✚河川整備にあたっては、浸水対策に加え、大規模な地震に備え、堤防の強化を図る。また、水防災意識社会構築のため、ソフト対策とハード対策をあわせた総合的な治水対策を推進する。

7-4 防災のための市街地開発事業等の都市計画の決定方針

密集市街地の解消や復興まちづくりに向けた事前対応のため、市街地開発事業等に関する都市計画の決定方針等を示す。

(1) 密集市街地等の解消

- ✚ 災害危険度等の指標により地域の災害に対する危険性を把握したうえで、倒壊や火災の危険性が高い密集市街地を解消するため、市街地の中心部等については、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業、防災街区整備地区計画の導入を検討する。
- ✚ 木造建築物等が密集している地区については、災害時の道路閉塞や火災延焼の防止を目指し、道路の拡幅を図るほか、適切な建築を誘導するため、地区計画の導入を検討する。
- ✚ 区域内の空家等については、その実態把握を行い、防災上支障となるおそれのある老朽危険空家等の除却等の対策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 復興まちづくりに向けた事前対応

- ✚ 大規模な災害に見舞われた時に、速やかな復興につなげるよう、復興まちづくり計画等の検討や被災後の仮設住宅の建設候補地の選定を進めるなど、必要な事前対応項目を明確にして、復興準備に努める。

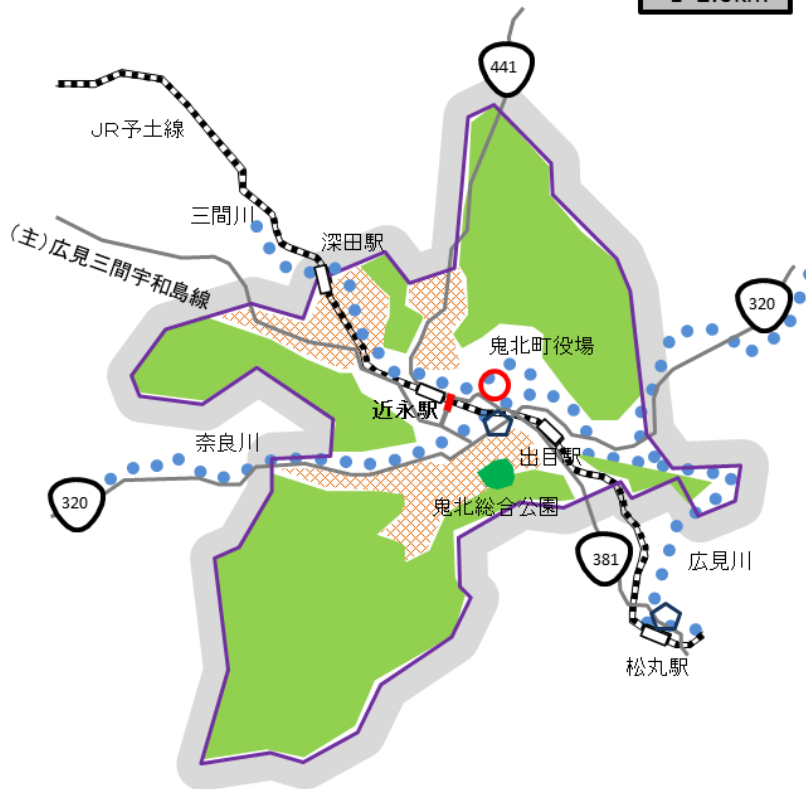
7-5 防災のための施設等の整備方針

防災・減災対策として、おおむね10年以内に整備することを予定（着手を予定又はその可能性のあるものを含む）する事業は、以下のとおりとする。

種別	名称	備考
道路	(国) 320号	緊急輸送道路
	(国) 381号	緊急輸送道路
	(国) 441号	緊急輸送道路
	(一) 奈良近永線	
公園	鬼北総合公園	避難場所
防災施設	備蓄倉庫等	避難場所

※道路は防災上主要な路線のうち、整備の可能性のある路線を記載する。

広見都市計画区域 マスタープラン図



凡例	
	住宅ゾーン
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	農業ゾーン
	森林ゾーン
	公園・緑地
	町役場
	主要な幹線道路
	主要な幹線道路(整備予定)
	鉄道(JR)
	河川
	道の駅
	都市計画区域

上記は、マスタープラン(基本計画)であり、具体的な位置等を規定するものではありません。